

令和7年度宮城県ものづくり産業 海外販路開拓支援事業補助金 対象事業者募集のお知らせ!

県では、県内事業者の海外における新たな販路開拓を支援する「宮城県ものづくり産業海外販路開拓支援事業補助金」の対象事業者を募集しています。支援対象地域での事業展開の一助としてご利用ください。

■対象者

以下1から4の“全て”を満たす事業者の方

1. 宮城県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を有する中小企業者であること
2. 製造業(食品を除く)を主たる事業として営む者であること
3. 自らが製造した製品について、上記本店等が主体として海外販路開拓等の計画を有すること
4. みなし大企業でないこと

■対象経費

1. 海外で開催される商談会・展示会等への出展に係る経費
2. 海外で開催される専門分野等の学術会議での発表に係る経費
3. 海外企業との商談に係る経費
4. 企業・製品に係る資料・HP等の翻訳に係る経費

■補助限度額

50万円以内

■補助率

1/2



■募集締切

令和8年2月13日(金) ※予算額に達し次第、募集を締め切ります。

■留意事項

- 海外渡航に伴う費用の補助を希望する場合は、渡航日の3週間前までを目安に申請書をご提出ください。
- 対象となるのは、交付決定日から令和8年3月2日(月)までの間に補助対象事業を完了し、支払いまで終了した分です。
- 補助対象事業の着手(航空券の購入等)は、原則交付決定後に行う必要があります。ただし、やむをえない事情等がある場合、交付決定前着手届を提出することにより、事前着手が可能となりますが、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自己責任となりますのでご注意ください。
- 同一の内容(経費)に対する国や県、市町村又はその他団体等による補助金・交付金等との併用は認めません。
- 詳しくは、裏面記載の申込み・お問い合わせ先までご連絡ください。

■補助対象経費

1.海外で開催される商談会・展示会等への出展

補助対象経費	
航空券代	・ 1 回の出張につき 2 名分まで ・ エコノミークラスの利用に限る ・ 航空賃及び空港利用税等関係経費往復分が対象
宿泊料	・ 事業実施のために必要な日数のうち、県が認めた日数 ・ 県の規定に準じて上限額を定める
通訳雇用費	・ 同一業務時間中は 1 名分のみ ・ 事業実施のために必要な日数のうち、県が認めた日数
商談会・展示会等への出展費	・ 出展に際して必要となる最小限度のスペース及び備品等で県が認めたもの。 ・ オンライン展示商談会への出展基本料も対象
輸送料	・ 出展に係る展示物の輸送料が対象

2.海外で開催される専門分野等の学術会議での発表

補助対象経費	
航空券代	・ 1 回の出張につき 2 名分まで ・ エコノミークラスの利用に限る ・ 航空賃及び空港利用税等関係経費往復分が対象
宿泊料	・ 事業実施のために必要な日数のうち、県が認めた日数 ・ 県の規定に準じて上限額を定める

3.海外企業との商談

補助対象経費	
航空券代	・ 1 回の出張につき 2 名分まで ・ エコノミークラスの利用に限る ・ 航空賃及び空港利用税等関係経費往復分が対象
宿泊料	・ 事業実施のために必要な日数のうち、県が認めた日数 ・ 県の規定に準じて上限額を定める
通訳雇用費	・ 同一業務時間中は 1 名分のみ ・ 事業実施のために必要な日数のうち、県が認めた日数

4.企業・製品に係る資料・HP等の翻訳経費

補助対象経費	
翻訳経費	・ 自社製品の紹介資料等や外国版HP作成時にかかる翻訳経費が対象 ・ 印刷費やサイト構築等に係る費用は対象外 ・ 経済性の観点から原則 2 社以上から相見積もりをとり、最低価格を提示した者を選定すること等。

申込み・ 問い合わせ先	担当部署：宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室 国際ビジネス推進第一班 住 所：仙台市青葉区本町三丁目 8 - 1 TEL：022-211-2962 FAX：022-268-4639	
----------------	---	---